

## 事業概要説明シート（5）

### 【1 事業概要】

事務事業名	再生可能エネルギー等導入支援費	担当課	環境政策課
根拠法令等	—	事業期間	平成 16 年度～( 15 年目)
事業内容	<p>■エネルギーの使用を見える化する機器や創エネ・省エネ機器の設置を支援することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>○事業詳細 [事業内容（平成30年度分）]</p> <p>1 再生可能エネルギー等導入支援事業</p> <p>① 個人住宅用太陽光発電システム設置費補助（H16～） 補助金額 50千円/件（伝統環境保存区域内 100千円/件） 補助件数 72件（うち伝統環境保存区域内 13件）</p> <p>② 住宅用高効率エネルギー設備設置費補助 ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）（H22～） 補助金額 100千円/件 補助件数 14件 ・ハイブリッド給湯器（H28～） 補助金額 40千円/件 補助件数 44件</p> <p>③ 木質バイオマスストーブ設置費補助（H20～） 補助金額 設置費の1/2（限度額 100千円/件） 補助件数 10件</p> <p>2 エネルギー使用効率化支援事業</p> <p>① 住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助（H28～） 補助金額 設置費の1/4（限度額100千円） 補助件数 57件</p> <p>② 住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）設置費補助（H25～） 補助金額 設置費の1/4（限度額20千円） 補助件数 1件</p> <p>③ 事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助（H26～） 補助金額 設置費の1/4（限度額200千円） 補助件数 2件</p>		

### 【2 事業費および実績】

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 1,202.0	万円 1,691.8	万円 1,534.0	万円 1,453.0	万円 1,820.0
指標 住宅用太陽光発電設備設置基数（累計）	3,162基	3,559基	3,944基	4,236基	—
—	—	—	—	—	—

### 【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の導入を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るために必要な事業であり継続する。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
住宅用太陽光発電システム設置費補助については、設置件数が伸び悩んでいることから、新たな「低炭素都市づくり行動計画」の策定に向けて、これまでの事業の成果を検証するとともに、より効果的な制度への見直しを検討する必要がある。				

### 再生可能エネルギー等導入支援事業

#### 1 事業概要

(1) 趣旨・目的 家庭や事業所でのエネルギー消費量を減らし、環境負荷の低減を推進するため、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の購入費に補助をする。

(2) 予算・実績 11,200千円

区分	対象機器		補助金額	R1予算	H30実績	H29実績
個人	太陽光発電システム *H16～	伝環地区以外	50千円/件	100件	59	62
		伝環地区	100千円/件	10件	13	5
	燃料電池コージェネレーションシステム (愛称：エネファーム) *H22～		100千円/件	20件	14	5
	ハイブリッド給湯器 (リンナイ製品：エコワン) *H28～		40千円/件	55件	44	47
個人事業者	木質ペレットストーブ *H20～		補助率1/2 100千円/件	10件	10	9

個人（太陽光発電システム）：自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅（店舗等の併用住宅）で、自己が居住するものに設置した者  
 （ペレットストーブ）：本市内に存する住宅に設置する者  
 （それ以外）：自己が居住する住宅に設置する者  
 事業者：事業所、町内会その他市長が適当と認める団体の活動施設に設置する者

#### 2 事業内容・経緯

- H21～22 太陽光発電システムとの併設の二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）設置費補助
- H21～23 住宅用潜熱回収型給湯器（通称：エコジョーズ）設置費補助
- H24～25 事業者用太陽光発電システム設置費補助
- H25～改 住宅用太陽光発電システム補助要件にHEMS設置を義務づけ  
改 木質ペレットストーブ設置費補助上限額の増額 @50千円→@100千円
- H28～新 住宅用ハイブリッド給湯器設置費補助を追加
- H21～29 ガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）設置費補助

#### 3 装置機能

機器名	エネファーム	ハイブリッド給湯器
機能	ガスから水素をつくり、酸素と反応させて発電し、その際に出る熱で給湯	電気式ヒートポンプとガス給湯器を最適な組み合わせで自動運転し給湯
一次エネルギー	*1利用効率 70～90% 削減率 23% (CO <sub>2</sub> 削減1,330kg、38%)	*2利用効率 156%

\*1 燃料電池普及促進協会、\*2 リンナイ HPより

## エネルギー使用効率化支援事業

### 1 事業概要

(1) 趣旨・目的 家庭や事業所でのエネルギーの効率的な使用と省エネ活動の普及を図るため、電気使用量の見える化と電気機器等の制御・監視が可能なシステムや、ピークカット・ピークシフトに効果的な蓄電システムの導入費に補助をする。

(2) 予算・実績 7,000千円

区分	対象機器	補助金額	R1 予算	H30実績	H29実績
個人	① エネルギーマネジメントシステム (HEMS) *H25～	補助率1/4 20千円/件	5件 中で	1	3
	② リチウムイオン蓄電システム*H28～	補助率1/4 100千円/件	40件	57	64
事業者	デマンドコントロールシステム*H26～	補助率1/4 200千円/件	15件	2	10

個人：①自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅（店舗等の併用住宅）で、自己が居住するものに設置した者 ②自己が居住する住宅に設置する者

事業者：自己の所有する店舗、事務所等、自己の事業の用に供する市内の建築物のうち、契約電力が50kw以上500kw未満の建築物に対象設備を導入する事業者

### 2 事業内容・経緯

H28 改 事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助上限額の増額 @100千円→@200千円

### 3 スケジュール

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	関係事業者 訪問周知		現地調査 (H29補助分 190件)							定住促進 支援説明会

\*再エネ・省エネ機器の動向等情報収集し、新年度予算を検討

### 4 装置概要

機器名	HEMS Home Energy Management System	リチウムイオン蓄電システム	デマンドコントロールシステム
機能	家電や電気設備とつなぎ、電気やガスの使用量をモニター画面で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」する。	ピーク電力の削減(ピークカット)や消費電力の平準化(ピークシフト)用の電源として活用でき、家庭内のエネルギーを効率的に利用できる。	電力使用状況を「見える化」し、デマンド(最大需要電力)値を常時監視し、目標値超過の警報や電気機器の自動制御の機能により電力需要ピークを抑える。

# 金沢市住宅用太陽光発電システム及び 住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）

金沢市では、地球温暖化対策として、太陽光発電システムの普及と省エネルギーの推進をめざし、住宅用太陽光発電システムと併せて住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）を設置する方に補助金を交付します。

## 補助を受けることができる方

自己が所有し、かつ、居住する市内の戸建ての住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

- ※「所有」には、配偶者又は2親等以内の親族が所有する場合を含みます。
- ※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

## 補助対象設備および補助金額

補助金額 伝統環境保存区域内の住宅に設置・・・10万円/件  
上記以外の市内全域の住宅に設置・・・5万円/件

### [要件] 太陽光発電システム

- ①太陽電池の最大出力が2kW以上のシステムであること
- ②電力会社と電力受給に関する契約を締結すること
- ③発電電力量を測定できること
- ④未使用のものであること
- ⑤景観条例に規定する景観形成基準に適合していること

### HEMS

- ①要綱に掲げる要件に該当するHEMSであること  
（見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等の要件を満たすもの）
- ②未使用のものであること

- ※ 住宅用太陽光発電システムのみでの設置は補助対象外です。
- ※ 10kW以上のシステムで、全量売電の場合は補助対象外です。
- ※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。
- ※ 市の予算の範囲内での交付になります。
- ※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。
- ※ HEMS単独設置に対する補助金(上限2万円)の交付を受けている場合は補助対象外です。
- ※ 対象設備を設置した後2年間は、発電実績等を報告して頂きます。

## 補助金交付までの手続き（必要書類等は裏面をご覧ください）

**（注意）太陽光発電システム等を設置する前に整理番号発行申込が必要です。**

- ①「整理番号発行申込書」を記入し、景観政策課へお持ちください。設置場所の区域を確認します。設置場所により別途書類が必要です。
  - 伝統環境保存区域内：「景観計画区域内行為の届出書」
  - 風致区域内：「風致地区内における行為の許可申請書」※設置に関する基準や必要書類等は、景観政策課へお問い合わせください。
- ②景観政策課の審査終了後、対象設備の設置前に「整理番号発行申込書」を提出してください。
- ③電力会社との連系の日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
- ④市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

**【必要書類】**（申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

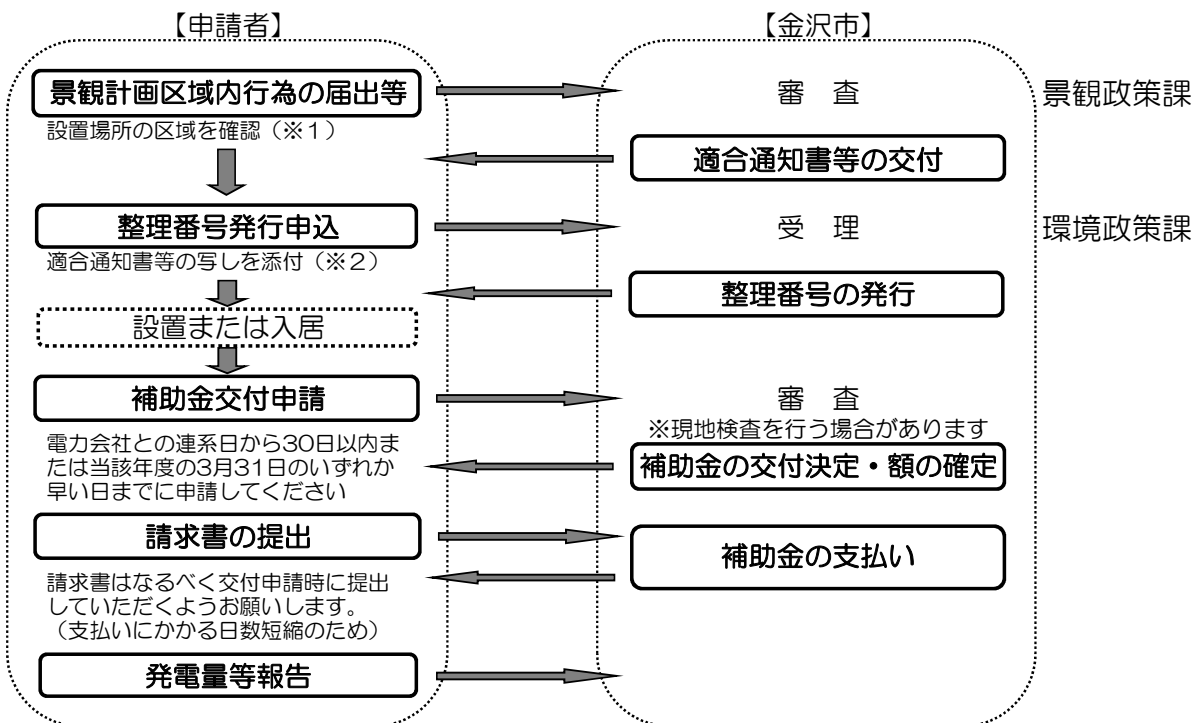
●**整理番号発行申込のとき** **（注意）設置前に整理番号発行申込が必要です**

- ① 整理番号発行申込書（様式第1号）
- ② 太陽電池の設置予定場所の写真
- ③ 周囲の道路を含む住宅地図
- ④ 景観形成基準適合通知書の写し又は風致地区内における行為の許可について（許可通知書）の写し（届出対象の場合に限る）
- ⑤ 地区計画の区域内における行為の届出の了承について（通知）の写し（届出対象の場合に限る。）

●**補助金交付申請のとき**

- ① 補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 領収書の写し（機器、工事費等の内訳が分かるもの）※太陽光・HEMS両方
- ③ 電力会社の系統連系にかかる契約確認書（「系統連系に係る契約のご案内」）、  
低圧太陽光系統連系技術要件確認書及び受給開始のお知らせの写し
- ④ 保証書もしくは竣工検査の試験記録書の写し ※太陽光・HEMS両方
- ⑤ HEMSのカタログ（詳細な仕様が分かるもの）
- ⑥ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真  
（太陽電池モジュールを含む家屋の全体写真、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、  
発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、HEMS機器の写真）
- ⑦ 建物の所有を証する書類の写し（3ヶ月以内に発行された建物の登記事項証明書など）
- ⑧ 住民票の写し（新たに居住を開始した場合）

**【補助金交付手続きの流れ】**



（※1）景観形成区域又は風致地区以外で、設置する建物の高さが10m以下かつパネル面積が50㎡以下の場合は届出不要  
（※2）届出不要の場合は適合通知書等は交付されませんので、景観政策課にて整理番号発行申込書に届出不要であることを「確認印」を押印します

お申し込み・お問い合わせ

環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507

FAX (076)261-7755

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

景観に関する届出・お問い合わせ

景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2364

FAX (076)224-5046

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市住宅用高効率エネルギー設備 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として、二酸化炭素削減効果の高い燃料電池コージェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器を自宅に設置する方に補助金を交付します。



## 補助を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方、又は対象設備が設置された住宅を購入し居住する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

## 補助対象設備および補助金額

- 燃料電池コージェネレーションシステム（通称：エネファーム）10万円／1件
- ハイブリッド給湯器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4万円／1件

- [要件] ① 都市ガスまたはLPガスを燃料とするものであること  
② エネファーム：国が決定した補助事業者が定める規程に適合する補助対象設備  
ハイブリッド給湯器：電気式ヒートポンプ（JIS基準の中間期のCOP4.7以上）と  
潜熱回収型ガス給湯器（給湯部熱効率が95%以上）を併用  
③未使用のものであること

- ※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。
- ※ 市の予算の範囲内での交付になります。
- ※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。
- ※ 対象設備を設置した後は、運転状況等の報告をお願いすることがあります。

## 補助金交付までの手続き （必要書類等は裏面をご覧ください）

- ①対象設備の設置前に、「整理番号発行申込書」を提出してください。
- ②対象設備の設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
- ③市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

**【必要書類】** (申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます)

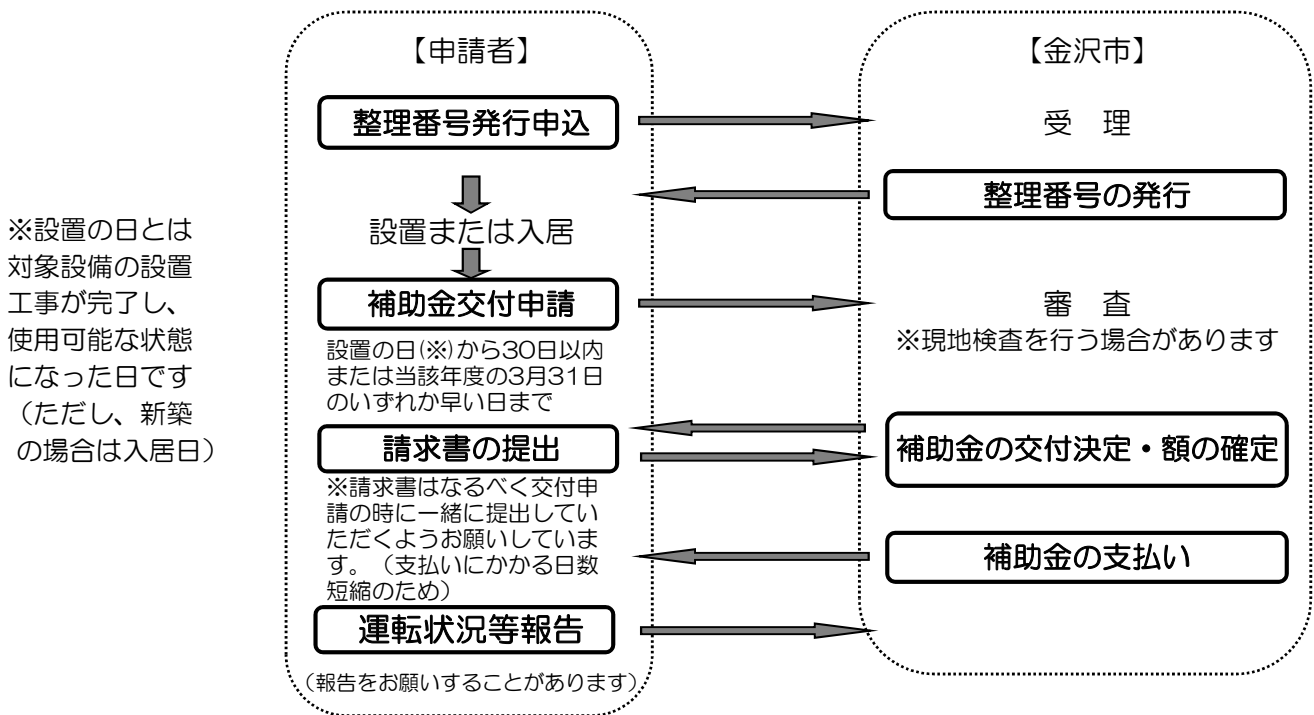
●整理番号発行申込のとき

- ① 整理番号発行申込書(様式第1号)
- ② 対象設備の設置予定場所の写真
- ③ その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出を依頼します)

●補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書(様式第3号)
- ② 領収書の写し及び機器、工事費等の内訳が分かる見積書等の写し
- ③ 保証書の写し
- ④ 機器のカタログまたは仕様書
- ⑤ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 住民票の写し(※補助対象設備を設置した住宅に新たに居住を開始した場合のみ)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出を依頼します)

**【補助金交付手続きの流れ】**



**【受付窓口】**

都市ガスを燃料とするもの・・・金沢市企業局  
 LPガスを燃料とするもの・・・金沢市環境政策課

お申込み・お問い合わせ	
都市ガスを燃料とする設備	LPガスを燃料とする設備
<p>金沢市企業局 営業開発課</p> <p>〒920-0024</p> <p>金沢市西念1丁目2番1号</p> <p>電話：(076) 220-2646</p> <p>FAX：(076) 220-2694</p> <p>電子メール</p> <p>k-eigyou@city.kanazawa.lg.jp</p>	<p>金沢市 環境政策課</p> <p>〒920-8577</p> <p>金沢市広坂1丁目1番1号</p> <p>電話：(076) 220-2507</p> <p>FAX：(076) 261-7755</p> <p>電子メール</p> <p>kansei@city.kanazawa.lg.jp</p>

# 金沢市木質ペレットストーブ設置費補助制度のご案内

## 木質ペレットストーブとは？

間伐材や製材端材を破碎して固めた木質ペレットを燃料とするストーブです。化石燃料による二酸化炭素や有害物資の排出を削減し、地球温暖化防止に役立ちます。また、化石燃料のように絶えることもなく、持続的に生産できるエネルギーです。

## ◎ 補助対象となる木質ペレットストーブは？

次の要件を満たすことが必要です。

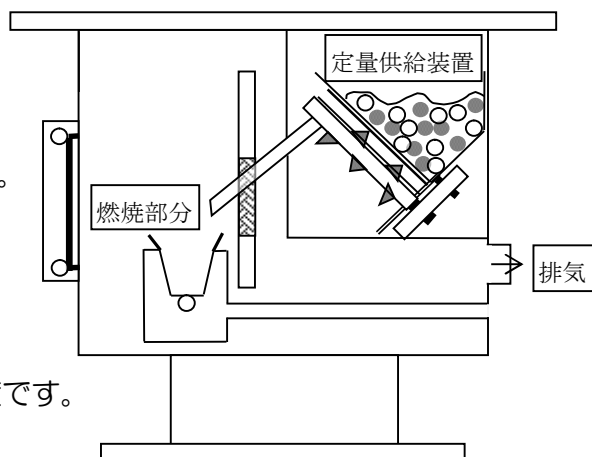
- (1) 燃料が木質ペレットであること。
- (2) 燃料の定量的な供給ができる構造であること。
- (3) 未使用のものであること。

## ◎ 補助金の額は？

木質ペレットストーブの購入費及び設置工事費の合計額の1/2以内の額で100,000円が限度です。

一建物あたり一回限りです。

(注) 市の予算の範囲内での交付になります。

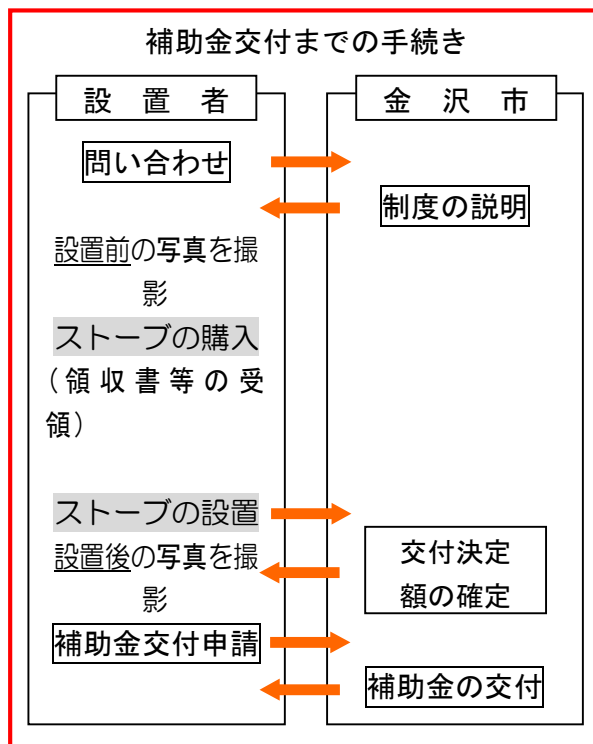


## ◎ 補助金の交付を受けるためには？

ストーブの設置をお考えの方は、下記のことにご留意ください。

- ① 購入する前に環境政策課まで問い合わせること。  
補助制度をご説明します。
- ② 事前にストーブ設置予定場所の写真を撮影すること。
- ③ ストーブ購入時に領収書等を受領すること。
- ④ ストーブ設置後の写真を撮影すること。
- ⑤ ストーブを設置してから15日以内に領収書、設置前・後の写真、設置場所の配置図、カタログ（仕様書）、保証書を添付して交付申請をすること。

※市の補助金交付決定後、請求に基づき補助金を交付します。



環境省では、木質バイオマスストーブ（薪ストーブやペレットストーブ）の適切な普及を図るべく、燃料、機器、設置、使い方等に関するガイドラインを策定し、ガイドブックを作成しています。ストーブ設置の際は、ぜひ参考にしてください。

URL <http://www.env.go.jp/air/info/biomass-stove.pdf>

※ガイドブックでは、ストーブの燃焼性能の目安として、熱効率70%以上（LHV）のストーブを推奨しています。  
※金沢市では、薪ストーブに対する補助は行っていません。

## ●お申し込み・お問い合わせ 金沢市環境局環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

TEL (076) 220-2507

FAX (076) 261-7755

E-mail [kansei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kansei@city.kanazawa.lg.jp)



# 金沢市 住宅用リチウムイオン蓄電システム 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として省エネルギーの推進をめざし、住宅用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に補助金を交付します。

## 補助を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含みます）に対象システムを設置する方、又は対象システムが設置された住宅を購入し居住する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「居住」とは、住民票に記載された住所に居住することを要します。

## 補助対象設備および補助金額

**補助金額** 設置費×1/4（限度額10万円・千円未満切り捨て）

- 要件**
- ①リチウムイオン蓄電池部に加え、電力変換装置を備えたシステムとして、一体的に構成されているものであること
  - ②蓄電容量の合計が1.0kWh以上で、定置用のものであること
  - ③未使用のものであること

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。

※ 市の予算の範囲内での交付になります。

※ 国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。

※ 対象システムを設置した後は、運転状況等の報告をお願いすることがあります。

## 補助金交付までの手続き

**(注意)** 設置する前に整理番号発行申込が必要です。

1. 対象設備の設置前に「整理番号発行申込書」を提出してください。
2. 対象設備の設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
3. 市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

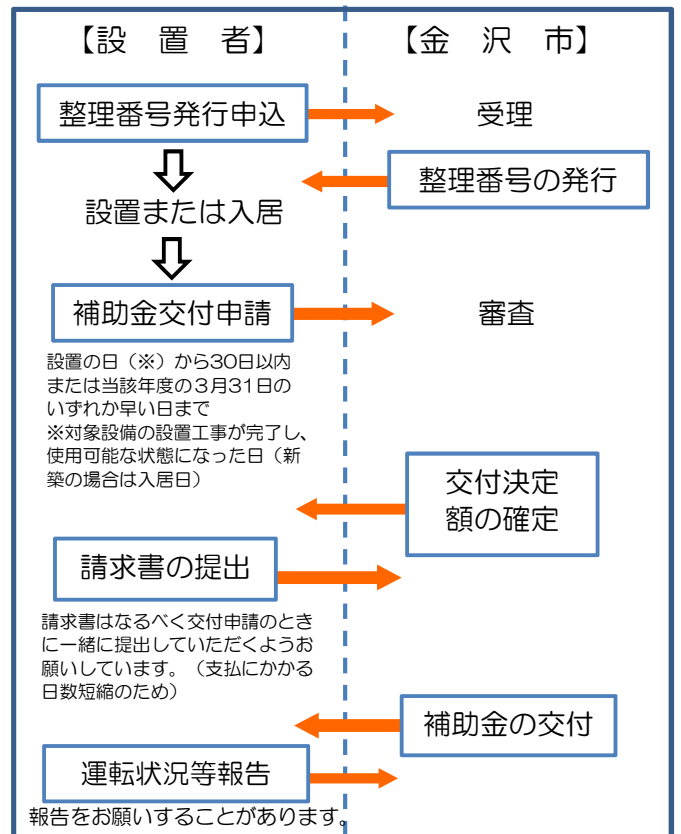
**【必要書類】** ※申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます。

### ●整理番号発行申込のとき

- ①整理番号発行申込書（様式第1号）
- ②対象システムの設置予定場所の写真
- ③周辺の道路を含む住宅地図

### ●補助金交付申請のとき

- ①補助金交付申請書（様式第2号）
- ②領収書の写し及び機器、工事費等の内訳が分かる見積書等の写し
- ③機器のカタログ又は仕様書
- ④保証書の写し
- ⑤補助対象システムの設置状況が確認できる写真
- ⑥住民票の写し（補助対象システムが設置された住宅に新たに居住を開始した場合に限る。）



お申し込み・お問い合わせ

環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507

FAX (076)261-7755

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市 住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS） 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として省エネルギーの推進をめざし、住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）を設置する方に補助金を交付します。

## 補助を受けることができる方

自己が所有し、かつ、居住する市内の戸建ての住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

- ※「所有」には、配偶者又は2親等以内の親族が所有する場合を含みます。
- ※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

## 補助対象設備および補助金額

補助金額 設置費×1/4 （限度額2万円・千円未満切り捨て）

※国の補助金の交付がある場合は、設置費から国の補助金額を控除した額の1/4

- [要件] ①要綱に掲げる要件に該当するHEMSであること  
（見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等の要件を満たすもの）  
②未使用のものであること

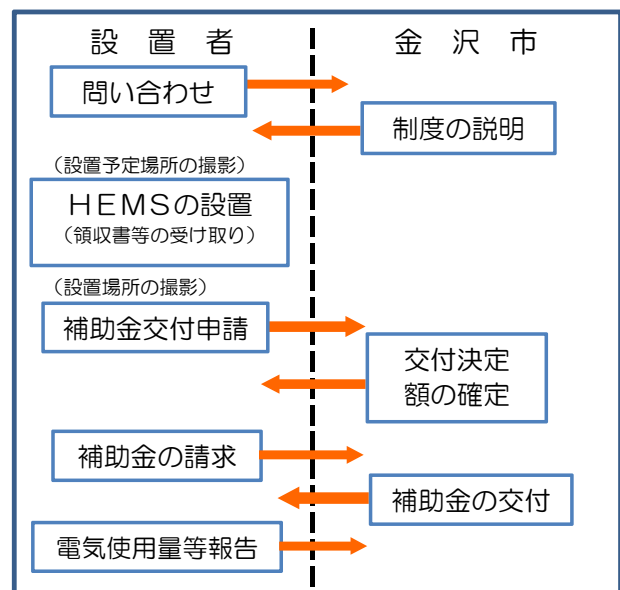
- ※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。
- ※ 市の予算の範囲内での交付になります。
- ※ 国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。
- ※ 太陽光発電システム設置に対する市の補助金との併用はできません。
- ※ 対象設備を設置した後2年間は、電気使用量等を報告して頂きます。



電気使用量等の報告  
(省エネ家計簿)

## 補助金交付までの手続き

- ①HEMSを設置しようとする方は、設置前に下記までお問い合わせください。補助制度をご説明します。
- ②事前にHEMS設置予定場所の写真を撮影してください。
- ③HEMSを設置したときは、領収書等を受け取ってください。
- ④HEMS設置後の写真を撮影してください。
- ⑤HEMSを設置後15日以内に交付申請書（様式第4号）に以下の書類を添付して申請してください。
  - ・領収書の写し
  - ・経費内訳を確認できる書類（見積書等）
  - ・設置前・後（電源が入った状態）の写真
  - ・建物の所有を確認できる書類（3ヶ月以内発行の建物の登記事項証明書等）
  - ・住民票の写し（新たに居住を開始した場合）
  - ・保証書の写し
  - ・カタログ等仕様が分かるもの【国の補助金交付を受ける場合】
  - ・S I Iへ提出した補助金交付申請書の写し
  - ・S I Iが発行した交付決定通知書の写し
- ⑥市の補助金交付決定後、
  - ・その他市長が必要と認める書類



※申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます。

※S I I：一般社団法人環境共創イニシアチブ

お申し込み・お問い合わせ  
環境政策課  
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
電話 (076)220-2507  
FAX (076)261-7755  
E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

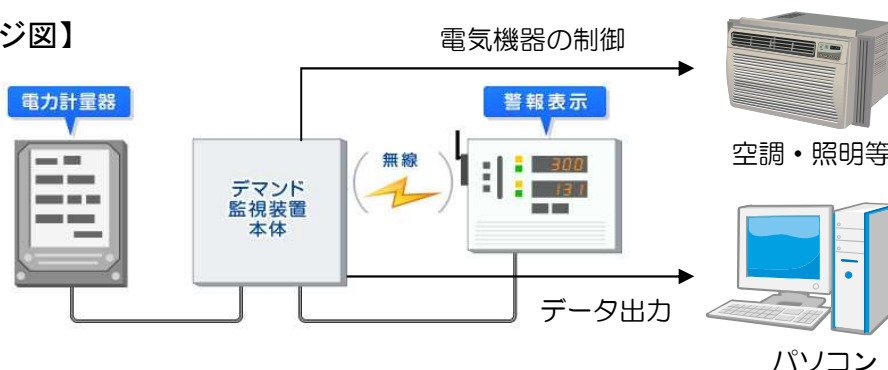
# 金沢市事業者用デマンドコントロールシステム 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化防止の対策として事業所等の省エネルギー化を促進するため、事業所等へのデマンドコントロールシステム設置に要する費用に対する補助金を交付します。

## デマンドコントロールシステムとは

デマンドコントロールシステムとは、電力の使用状況を分かりやすく表示（見える化）するとともに、あらかじめ設定された目標電力を超えると予測すると、警報等で知らせる機能をもつ装置のことです。このシステムを導入することで、最大需要電力（デマンド）を抑制し、契約電力の減少を図ることができます。

### 【イメージ図】



## 補助対象者

- ① 自己の事業の用に供する市内の建築物にシステムを設置すること。
- ② 電力会社との契約電力が50kW以上500kW未満の建築物であること。
- ③ 市税を滞納していないこと。

## 補助金額および補助対象設備

補助金額 設置費用×1/4（限度額20万円・千円未満切り捨て）

- 要件
- ① パソコン上でデマンドや電力使用量のデータ管理ができること。  
（ただし、パソコン、プリンターは補助対象外）
  - ② デマンドの監視機能と目標値超過を予測した場合の警報機能があること。
  - ③ 未使用のシステムであること。
  - ④ 既存の設備の更新ではないこと。

※国の補助金その他収入がある場合は、設置費用からその収入額を控除した額になります。

※設置費用は、設備費及び設置工事費を含みます。

※市の予算の範囲内での交付になります。

## 補助金交付までの手続き（必要書類等は裏面をご覧ください）

- ① 対象設備の設置前に「交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
- ② 対象設備設置後から30日以内に「実績報告書（様式第2号）」を提出してください。  
（①、②いずれも必要書類を添えて提出してください。）
- ③ 市は審査のうえ、補助金額を確定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

【必要書類】（交付申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

●補助金交付申請のとき（設置工事着工前）

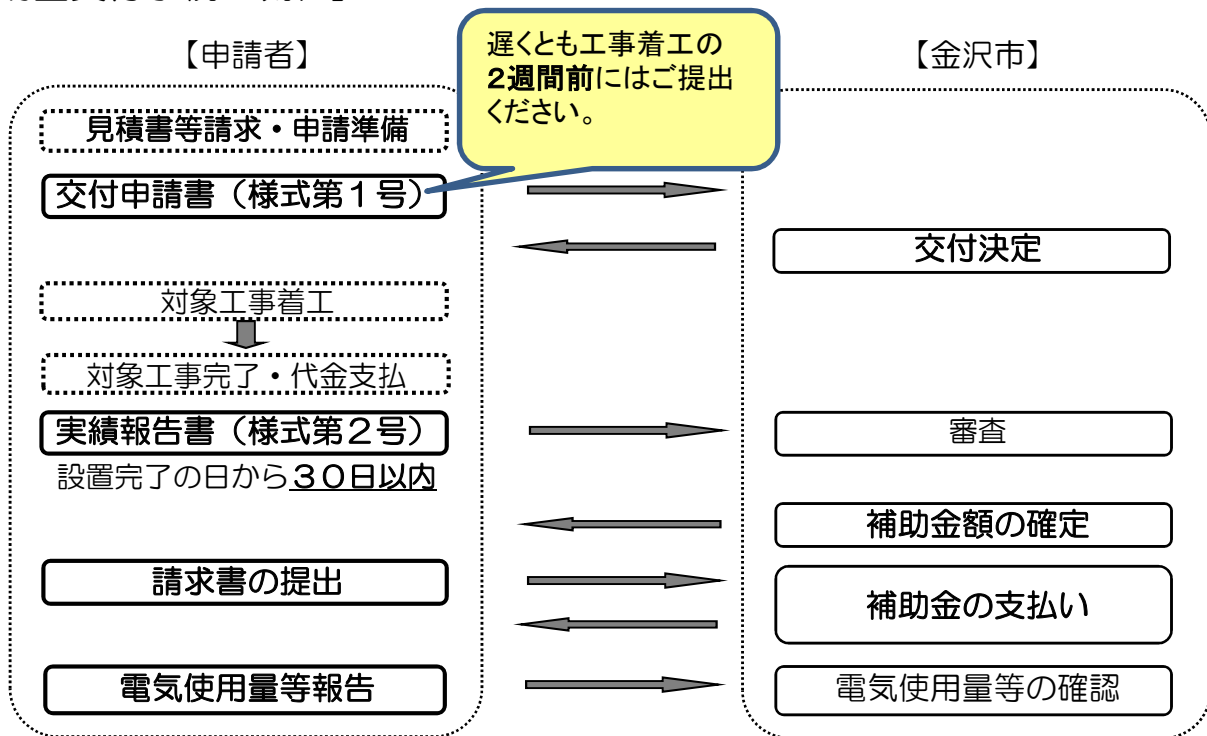
遅くとも工事着工の2週間前までにはご提出ください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 当該補助事業に係る見積書の写し（設備の本体価格に係るものおよび工事費用に係るもの）
- ③ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票および事業内容が分かる書類
- ④ 補助対象システム設置に係る建築物所有者の承諾書（建築物を他人が所有する場合）
- ⑤ 補助対象システムを設置する建築物に係る契約電力が分かる書類
- ⑥ 補助対象システムを設置する事業所周辺の地図および設置予定場所の写真
- ⑦ 補助対象システムの概要図および計測・制御対象が分かる書類
- ⑧ 補助対象システムのカタログ
- ⑨ その他の補助金等の収入がある場合は、交付決定通知等収入予定が分かる書類等の写し
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

●実績報告のとき（設置工事完了後）

- ① 実績報告書（様式第2号）
- ② 対象システムの設置に係る契約書または請求書の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 補助対象システムの設置完了後の写真
- ⑤ 補助対象設備を設置したことを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

【補助金交付手順の流れ】



■注意事項■

- ・必ず**工事着工前**に交付申請を行ってください。設置後は受付できません。
- ・各申請書及び請求書には**全て同じ**印鑑を使用してください。

お申し込み・お問い合わせ

環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507 FAX (076)261-7755

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

再エネ等導入支援費 中核市の状況

中核市58市(金沢市含む)

補助メニュー	補助制度有	補助金額
太陽光発電システム	39	4～10万円
エネファーム	31	5～15万円
ハイブリッド給湯器	4	3.6～8万円
ペレットストーブ	12	5～20万円
蓄電池	32	5～20万円
HEMS	18	5千円～3万円
デマンドコントロール	2	

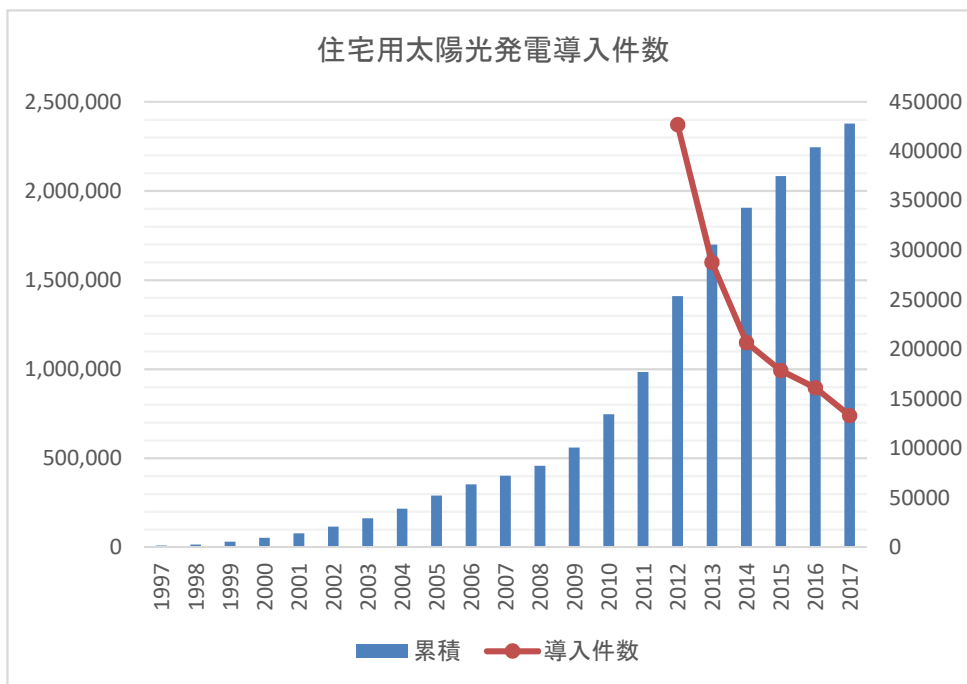
最近の他都市の傾向

- ① 補助単価の見直し(減額)が進んでいる(特に太陽光)
- ② ZEHの支援が増えている(断熱+太陽光+HEMS等)
- ③ V2H(充電設備)、次世代自動車(EV・FCV)
- ④ 太陽光+蓄電池など併設を要件にする所が出てきた

※補助事業を実施していない都市 11市

国内の太陽光発電導入件数の推移

年度	導入累積	導入件数	市補助件数
2012	1,409,787	426,868	445
2013	1,697,905	288,118	153
2014	1,904,826	206,921	115
2015	2,083,547	178,721	145
2016	2,244,820	161,273	88
2017	2,377,832	133,012	67
2018	-	-	72



# 金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置 費補助金交付要綱

(平成16年4月1日 決裁)

最終改正 平成26年3月17日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステムの普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) HEMS 電力需要調整効果を高める住宅用のエネルギーマネジメントシステムをいう。
- (3) 併設置 住宅用太陽光発電システム及びHEMSを併せて設置することをいう。
- (4) 単独設置 HEMSのみを設置することをいう。
- (5) エコーネットライト エコーネットコンソーシアムにより策定されたホームネットワークのための通信規格をいう。

## (補助金の交付)

第3条 補助金は、自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する戸建ての住宅（店舗等との併用住宅を含む。）で、自己が居住するものに併設置を行った者及び単独設置を行った者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、これらの者が当該設置に際し、この要綱の規定による補助金以外の本市の補助金の交付を受けるときは、この要綱の規定による補助金は交付しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金は交付しないものとする。

## (補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム及びHEMS（以下「対象

システム」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次のアからオまでに掲げる全ての要件に該当するもの

ア 太陽電池の最大出力(当該住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。)が2キロワット以上であること。

イ 電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること。

ウ 当該住宅用太陽光発電システムが発電する電力量を測定できること。

エ 未使用のものであること。

オ 住宅用太陽光発電システムの設置に係る行為が景観形成基準(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。)第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。)に適合していること。

(2) HEMS 次のアからエまでに掲げる全ての要件に該当するもの

ア 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測し、及び蓄積し、見える化が図られていること。

イ エコネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。

ウ エコネットライトを標準的なインターフェースとして搭載していること。

エ 未使用のものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 併設置 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 景観条例第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域(以下「伝統環境保存区域」という。)において対象システムを設置した場合 併設置1件につき100,000円

イ 伝統環境保存区域以外の区域において対象システムを設置した場合 併設置1件につき50,000円

(2) 単独設置 単独設置に係る機器本体及び附属機器の購入並びに設置工事費の合計額

に(一般社団法人環境共創イニシアチブから交付する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金の交付がある場合は、当該合計額から当該交付額を控除した

額) 4分の1を乗じて得た額以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、20,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(整理番号の発行)

第6条 併設設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、対象システムを設置する前に、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金整理番号発行申込書(様式第1号)により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金整理番号通知書(様式第2号)により、これを当該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、発行を受けた年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第8条に規定する住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(整理番号の発行の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行した整理番号を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。

(2) 前条第4項の規定による申出があったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(併設設置に係る補助金の交付申請等)

第8条 第6条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、対象システムの設置の日から起算して30日を経過する日(その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあつては、当該設置の日の属する年度の3月31日)までに、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を



延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(単独設置に係る補助金の交付申請等)

第9条 単独設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、対象システムの設置を完了した日から起算して15日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに、住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第10条 市長は、この要綱の規定による対象システムの設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、その設置後2年間、発電量等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による申込み又は第8条若しくは第9条の規定による交付申請を、対象システムの販売等をする者に代行させることができるものとする。

- 2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月8日から施行し、同日以後に行われる財団補助金の募集に対

して申込みを行った者について適用する。

附 則（平成17年 3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成16年度の財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3月31日決裁）

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行し、同日以降に設置されるシステムにつき適用する。

附 則（平成21年 6月23日決裁）

この要綱は、平成21年 6月23日から施行し、同日以降に設置されるシステム等につき適用する。

附 則（平成23年 3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき交付の決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年10月 1日決裁）

- 1 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成23年 11月 1日（以下「適用日」という。）以後に設置される住宅用太陽光発電システムにつ

いて適用する。

- 2 適用日前に設置される住宅用太陽光発電システムについては、改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の施行の日から適用日の前日までの間における旧要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「50,000円」とあるのは、「50,000円（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域において対象システムを設置した場合で、当該対象システムの設置に係る行為が景観形成基準（同条例第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準で、平成23年11月1日においてその効力を有するものをいう。）に適合していると市長が認めるときは、対象システム1件につき100,000円）」とする。

附 則（平成25年4月1日決裁）

- 1 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に交付の申請を行う者については、なお従前の例による。
- 2 新要綱第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者については、当該補助金の交付に係る1の住宅につき1回を限度として新要綱の規定による単独設置に係る補助金の交付を受けることができる。

附 則（平成25年10月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、一般社団法人環境共創イニシアチブからするエネルギー管理システム導入促進事業費補助金の交付を受けた者の単独設置に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月17日決裁）

改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に交付の申請を行う者については、なお従前の例による。

# 金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(平成21年4月1日決裁)

改正 平成22年3月31日決裁

平成23年3月31日決裁

平成24年3月31日決裁

平成28年3月31日決裁

平成30年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅への燃料電池コージェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器（以下「高効率エネルギー設備」という。）の普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (2) ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ、潜熱回収型ガス給湯器及び貯湯ユニットから構成される熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、自己が居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に高効率エネルギー設備を設置した者又は高効率エネルギー設備が設置された住宅を購入し居住した者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していないものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる高効率エネルギー設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるものであること。

ア 燃料電池コージェネレーションシステム 国の燃料電池の利用拡大に向けたエネ

ファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）に基づく補助金の交付対象に指定されているもの又はこれと同等以上の性能を有すると市長が認めるもの

イ ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ及び潜熱回収型ガス給湯器を併用するシステムで、電気式ヒートポンプの中間期標準加熱条件（J I S基準に規定するヒートポンプ加熱性能試験の温度条件の中間期標準加熱条件をいう。）におけるC O Pが4.7以上であり、かつ、潜熱回収型ガス給湯器の給湯部熱効率が95パーセント以上であるもの

(2) 都市ガス又はL Pガスを燃料とするものであること。

(3) 未使用のものであること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 燃料電池コージェネレーションシステム 1件当たり 100,000円

(2) ハイブリッド給湯器 1件当たり40,000円

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

（整理番号の発行）

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、高効率エネルギー設備を設置する前に、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号発行申込書（様式第1号）により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号通知書（様式第2号）により、これを当該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、当該年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第8条に規定する住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

（整理番号の発行の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行し

た整理番号を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。
- (2) 前条第4項の規定による申出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の交付申請等)

第8条 第6条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、高効率エネルギー設備の設置の日（高効率エネルギー設備の設置後に当該住宅に居住を始めた場合にあっては、当該居住を開始した日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第9条 市長は、この要綱の規定による高効率エネルギー設備の設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、運転状況等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第10条 設置者は、第6条の規定による申込み又は第8条の規定による交付申請の手続の代行について、高効率エネルギー設備の販売等をする者に委託することができるものとする。

2 前項の規定による委託を受けた者（以下「手続代行者」という。）は、同項の規定により委託された手続の代行を速やかに行うものとする。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施するものとする。

(事務の委任)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、金沢市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に、高効率エネルギー設備のうち管理者が供給する燃料を使用するものについて、この要綱及び金沢市補助金交付事務取扱規則の規定による補助金の交付に関する事務を委任する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後にガス高効率給湯器を設置する者に係る補助金について適用する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に設置される高効率エネルギー設備につき適用する。

附 則（平成23年3月31日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に設置される新要綱第1条に規定する高効率エネルギー設備について適用する。

附 則（平成30年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

# 金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱

(平成20年4月1日決裁)

改正 平成21年3月31日決裁

平成25年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として、木質ペレットを燃料とするストーブ（以下「ストーブ」という。）の普及を促進するため、当該ストーブの設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、本市内に住所を有する者又は本市内で主に活動する町会その他の市長が適当であると認める団体であって、本市内に存する住宅若しくは事業所又は活動施設（団体の活動のために使用する集会所その他の施設をいう。）にストーブを設置するもの（以下「設置者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、ストーブを購入した日の属する年度内に当該ストーブの設置を完了しない者又は市税を滞納している者に対しては、補助金は交付しないものとする。

(補助金の交付の対象となるストーブ)

第3条 補助金の交付の対象となるストーブは、次の各号に掲げる要件のいずれをも備えるストーブとする。

- (1) 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用するものであること。
- (2) 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。
- (3) 未使用のストーブであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入費及び設置工事費の合計額の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。



2 補助金の交付は、1の建物につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、ストーブの設置を完了した日から起算して15日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに、金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請をした者に通知する。

(手続代行者)

第6条 設置者は、前条の交付申請の手続を、ストーブの販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 交付申請の手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、前項の規定により依頼された手続の代行を速やかに行うものとする。

3 手続代行者は、前項に規定する手続きの代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以後にストーブを設置する者に係る補助金について適用する。

附 則（平成21年 3 月31日決裁）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行し、同日以降に設置されるストーブにつき適用する。

附 則（平成25年 3 月31日決裁）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行し、同日以後に設置されるストーブについて適用する。

# 金沢市住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅へのリチウムイオン蓄電システムの普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、自己が居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）にリチウムイオン蓄電システムを設置した者又はリチウムイオン蓄電システムが設置された住宅を購入し、居住した者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していないものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象システム)

第3条 補助金の交付の対象となるリチウムイオン蓄電システムは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。
- (2) 蓄電容量の合計が1.0kWh以上のもので、定置用のものであること。
- (3) 未使用のものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、機器本体及び付属機器の購入並びに設置工事費の合計額に4分1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(整理番号の発行)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、リチウムイオン蓄電システムを設置する前に、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金整理番号発行申込書（様式第1号）により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金整理番号通知書（様式第2号）により、これを当

該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、当該年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第7条に規定する住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(整理番号の発行の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行した整理番号を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。
- (2) 前条第4項の規定による申出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の交付申請等)

第7条 第5条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、リチウムイオン蓄電システムの設置の日（リチウムイオン蓄電システムの設置後に当該住宅に居住を始めた場合にあつては、当該居住を開始した日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあつては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第8条 市長は、この要綱の規定によるリチウムイオン蓄電システムの設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、運転状況等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第9条 設置者は、第5条の規定による申込み又は第7条の規定による交付申請の手続の代行について、リチウムイオン蓄電システムの販売等をする者に委託することができる

ものとする。

- 2 前項の規定による委託を受けた者（以下「手続代行者」という。）は、同項の規定により委託された手続の代行を速やかに行うものとする。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 28 年 3 月 31 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化の防止策としてデマンドコントロールシステムの普及により事業所等の省エネルギー化を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「デマンドコントロールシステム」とは、事業所等の使用電力量を常時計測及び監視をし、あらかじめ設定した最大需要電力量の目標値を超える予測をした場合に警報等で知らせる機能を有する装置（電気機器を制御し、ピーク抑制を図る機能を併せ持つものを含む。）をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 補助金は、自己の事業の用に供する市内の建築物で、電力会社との契約電力が 50kW 以上 500kW 未満のものにデマンドコントロールシステムを設置した者（国及び地方公共団体を除く。以下「補助対象事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金は交付しないものとする。

(補助対象システム)

第 4 条 補助金の交付の対象となるデマンドコントロールシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 計測した電力使用量等のデータを記録し、パソコン等に出力する機能を有すること。
- (2) 未使用のシステムであること。
- (3) 既存の設備の更新ではないこと。
- (4) 補助対象システムの設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象システムの設置に要する経費のうち別表に掲げるものの合計額（国の補助金その他収入がある場合は、その額を控除した額とする。）に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、200,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の受電契約につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象システムを設置する前に、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の中止の申請があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあつては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助事業実績報告書（様式第2号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(協力等)

第9条 市長は、補助対象事業者に対し、本市の温暖化対策事業への協力を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用する。

別表（第5条関係）

区 分	内 容
設備費	監視装置、計測装置、警報装置、制御装置及び表示装置を構成する機器並びにこれに附属する機器のうち補助対象システム専用のも（パソコン及びプリンターを除く。）の取得に要する経費
設置工事費	上記設備の設置に要する経費



■補助制度

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3に基づき策定した「金沢市低炭素都市づくり行動計画」の具現化策

区分	再生可能エネルギー導入支援対策費					エネルギー使用効率化支援事業			
	住宅用太陽光発電 (個人住宅) (4kWで計算)	住宅用 エネファーム	住宅用 エコウィル	住宅用 ハイブリッド給湯 システム	木質ペレットストーブ	HEMS	住宅用蓄電池	事業者用 デマンドコントロール システム	
補助金額	伝環区域 10万円/件 上記以外 5万円/件	10万円/件	4万円/件	4万円/件	設置費×1/2 限度額 10万円/件	設置費×1/4 限度額2万円/件	設置費×1/4 限度額 10万円/件	設置費×1/4 20万円/件	
設置費用(A)(機器本体・工事費)	190万円	190万円	80万円	80万円	40万円	20万円	190万円	150万円	
国補助(B)	-	8万円 (上限16万円)	-	-	-	-	-	-	
(A)-(B)=(C)	190万円	174万円	80万円	80万円	40万円	20万円	190万円	150万円	
市補助額(D)	5万円	10万円	4万円	4万円	10万円	2万円	10万円	20万円	
自己負担額(C)-(D)	185万円	164万円	76万円	76万円	30万円	18万円	180万円	130万円	
市補助率(D/C)	2.63%	5.75%	5.00%	5.00%	25.00%	10.00%	5.26%	13.33%	
補助実績	H16	69件	-	-	-	-	-	-	
	H17	67件	-	-	-	-	-	-	
	H18	50件	-	-	-	-	-	-	
	H19	30件	-	-	-	-	-	-	
	H20	23件	-	-	-	16件	-	-	
	H21	111件	-	33件	-	7件	-	-	
	H22	220件	7件	12件	-	7件	-	-	
	H23	399件	3件	15件	-	5件	-	-	
	H24	445件	12件	15件	-	14件	-	-	
	H25	153件	21件	15件	-	32件	27件	-	
	H26	115件	26件	2件	-	19件	2件	-	
	H27	145件	7件	0件	-	13件	1件	-	
	H28	88件	5件	0件	38件	9件	1件	64件	
	H29	67件	5件	0件	47件	9件	3件	64件	
	H30	72件	14件	-	44件	10件	1件	57件	
計	2,054件 (うち伝環 146件)	100件	92件	129件	141件	35件	185件	27件	
導入予定台数 (令和元年度予算)	110 (うち伝環10件)	20件 (都市ガス10件・LPガス10件)	-	55件 (都市ガス30件・LPガス25件)	10件	0件	40件	15件	
R元.8.31現在 申込件数	77件 (うち伝環 9件)	都市 0件 LP 8件	-	都市 8件 LP 13件	1件	0件	96件	0件	
補助金額根拠	設置費用の約2.5% 補助制度の金額根拠基準 ※H25末で国補助終了	設置費用(国補助除く)の 約5% 発生電力の買取制度がない ため太陽光発電の2倍で設 定	設置費用の約5% 発生電力の買取制度がない ため太陽光発電の2倍で設 定	設置費用の約5% 発電機能はなし	設置費用の25%相当 ペレット(燃料)の購入費が かかるため				
制度変更履歴	H16:開始 H23:伝環区域設定 H25:HEMS設置を義務付け	H22:開始	H21:開始 H30:終了	H28:開始	H20:開始 H25:ペレットを燃料とする ものに限定 (炭を対象から除外) 限度額 5→10万円	H25:開始	H28:開始	H26:開始 H28:限度額 10→20万円	

支出負担行  
為同済件数

整理番号  
発行済件数